

第 24 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 4 年 7 月 5 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	<p>議第 80 号 : 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について</p> <p>議第 81 号 : 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について</p> <p>議第 82 号 : 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について</p> <p>議第 83 号 : 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報第 28 号 : 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について</p>
5、事務局	<p>事務局長 渡 邊 一 直</p> <p>事務局次長 佐 橋 良 太</p> <p>書 記 長 瀬 弘 樹</p>
6、会議録署名者	13 番 石渡 和美 委員、14 番 奥村 守由 委員
7、欠席委員	—
議 長	<p>ただ今の出席委員は、農業委員会 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 24 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>会議録署名者に、13 番 石渡 和美 委員、14 番 奥村 守由 委員を指名します。</p> <p>それでは、議第 80 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>2 ページをご覧ください。議第 80 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は 1 ページから 1 2 ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1 号事案について、12 番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p>

12 番 田中委員	<p>はい。12 番田中です。1 号事案について説明します。 事務局から説明があった事項については、省略します。資料 5-1 をご覧ください。 申請地の場所は、国道 21 号線大庭交差点より南へ約 400 メートル、県道 83 号線と東急ニュータウンを貫く町道の交差点に面した南側です。 権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細は以下のとおりです。 賃貸人各人は高齢となり、今後耕作を続けていくことが困難であるため、今回、借り手の要望に応じ賃貸することにした。借り手においては、県道沿いであり、通行車両があり集客が見込まれ、小売店舗立地条件に最適である申請地においてドラッグストアを建設後、営業したいというものです。 創業の期間は許可日より 30 年間です。申請に当たって、必要とされる書類は全て確認しました。 転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要の確認については、6 月 28 日、現地確認により行いました。 以上から、1 号事案の申請内容に問題はないと思います。皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域に定められている農地であるため、第 3 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1 号事案は適当と認め進達します。 次に 2 号事案について、12 番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p>
12 番 田中委員	<p>12 番田中です。2 号事案の説明をします。 事務局より朗読のありました事項については、省略します。資料 5-2 をご覧ください。 申請地の場所は V ドラッグ御嵩店のすぐ東です。 権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細は以下のとおりです。 譲渡人においては、高齢となり継続した営農が難しくなっており、営農規模の縮小を考えており、今回譲受人の求めに応じて譲</p>

	<p>り渡すことにした。譲受人においては、申請地を取得後、造成し集合住宅を建築し家賃収入を得たい。というものです。</p> <p>事業の創業期間は、許可日から永久です。</p> <p>申請にあたって、必要とされるすべての書類は確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要の確認については、6月28日、現地確認により行いました。</p> <p>以上から、2号事案の申請内容に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に3号事案について、6番 鍵谷 道隆 委員 説明願います。</p>
6番 鍵谷委員	<p>6番 鍵谷です。3号事案の説明をします。</p> <p>ただいま、事務局から説明されましたことについては省略します。資料の5-3をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、〇〇寺より西へ約300mの所です。</p> <p>転用の目的は、建売分譲。権利を設定し又は移転しようとする事由は、譲受人は不動産業者を営んでおり、需要の見込まれる申請地を取得し建売分譲として販売したい。譲渡人は、耕作の手間のないため快諾した。</p> <p>転用の目的に関わる施設の概要は、2階建住宅2棟の建築で建築面積1棟あたり、〇㎡所要面積は〇〇㎡となっています。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は、西側は道路・北側・東側・南側は宅地となっています。敷地の造成は西側を除き、コンクリートブロック擁壁を施工し土砂流出を防止する。汚水は下水道に接続、雨水は自然浸透及び道路側溝へ接続します。</p> <p>添付書類は、土地利用計画図・誓約書・預金の写し・委任状・可児土地改良区意見書・株〇〇〇の現在事項証明・定款については確認しました。</p> <p>転用の目的にかかわる施設の概要は6月28日に現地確認により行いました。</p>

議 長	<p>以上のことから3号事案の申請内容については、私は問題がないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p> <p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第81号農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>4ページをご覧ください。議第81号農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地法第4条第1項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は13ページから16ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、12番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p>
12番 田中委員	<p>はい。12番 田中です。</p> <p>1号事案について説明させていただきます。</p> <p>まず、みなさまのお手元に令和4年7月4日付けで隣地承諾書に関する上申書というものがあるかと思いますが、隣接地のうちに〇〇〇〇〇さんというかたの所有地が含まれておりまして、この方からどうしても隣地承諾がいただけない状況です。5月26日、27日という日付とともにどういったことを話していたかというのが、上申書に書いてあります。その裏面には、6月28日現地確認の後に行政書士のスタッフとともに〇〇〇〇〇さんの経</p>

	<p>営する葬儀場に向かったんですが、「私は関係ないから。知らないから。」ということでどうしても隣地承諾をいただくことはできませんでした。申請事業者のお名前で今回の農地転用の際に何らかの被害が出た場合は、申請者の責任において対処します。というのもいただいておりますので、ご配慮をお願いしたいと思います。</p> <p>私も今回の総会にあたって経緯をまとめてきたのですが、その中で2、3点ほどかいつまんで説明しますと、〇〇〇〇さんと6月28日に面談した際には〇〇〇〇の社員さんへの不信感が少しあり、印鑑を押す押さないについては、ものすごく抵抗感を持っておられました。その理由としては詳しくはわかりませんが、過去に他人に求められてよかれと思って押印したところ、結果的に訴訟に巻き込まれた経験があり、それ以来軽々しく書類に押印しないことにしているんだ。ということでした。まとめとしては、「関わりない。関わりたくない。何度来ていただいても答えは一緒です。田中さんが来ていただいても同じです。押しません。」ということで話を打ち切られました。</p> <p>転用の可否については、明確にダメだという発言は一度もありませんでした。一応そう申し添えます。</p> <p>説明に入っていきたいと思います。申請地の場所は先ほどの5条申請の2号事案において審議していただいた場所の北隣となります。Vドラッグ御嵩店のすぐ東です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は以下のとおりです。申請人は高齢となり継続した営農が難しくなっており、集合住宅を建築して家賃収入を得たい。というものです。</p> <p>事業の存続期間は、許可日から永久です。書類については、今申し上げたとおり隣地承諾書以外のすべての書類は確認できております。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地、作物等への被害防除施設の概要については6月28日現地確認において確認済みです。</p> <p>以上のことから、1号事案に対してご審議いただいて、決定していただきたいと思います。以上です。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。</p>

事務局	<p>次に議第 82 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
	<p>6 ページをご覧ください。議第 82 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。 別表のとおり農地法第 3 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。7 ページをご覧ください。</p>
	(朗読)
	<p>別添資料は 17 ページから 19 ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたので、これより審議に入ります。 1 号事案について、12 番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p>
12 番 田中委員	<p>はい。12 番 田中です。 1 号事案について説明します。 まず、譲受人である〇〇〇〇さんのお宅は今回の申請地のすぐ前になります。その申請地の北側にはアパートが建築されています。申請者は東側に農地を所有しており、毎年耕作されています。申請地に関しても、今年まで耕作されておりました。譲渡人については、申請地を農地として守り続けておりましたが、近年太陽光パネルの営業があり、抵抗をしておられたのですが、付近に住宅等もありますのでそれにその前が申請者の自宅ということもあり、どうしても太陽光パネルを設置することはしたくないということで、申請者に買っていただけないか。という経緯があったと聞いております。 6 月 25 日土曜日に推進委員の伊左治委員とともに申請者の自宅を訪問して、農業機械の保有状況等を確認してきました。きちんと営農されるのは間違いないと思っております。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>はい。続いて、伊左治推進委員現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
伊左治 推進委員	<p>今の田中委員の説明のとおり、私からなにか言うことはありません。</p>
議 長	<p>それぞれ説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p>

事務局次長	<p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。</p> <p>次に議第83号 農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>8ページをご覧ください。議第83号 農用地利用集積計画の決定について。</p> <p>農用地利用集積計画について、別表のとおり決定するものとする。9ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は20ページから21ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>次の1号事案及び2号事案は、12番 田中 幹三郎 委員に関係します。12番 田中 幹三郎 委員は農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(12番 田中 幹三郎 委員) 退 席</p> <p>1号事案について、伊左治 幸治 推進委員 説明願います。</p>
伊左治 推進委員	<p>6月30日に奥村委員と現地確認4か所してきましたが、異常等はありませんし、きちんと管理等ができておりました。問題等はないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>1号事案及び2号事案は関連しておりますので、一括審議という形を取りたいと思います。</p> <p>この1号事案、2号事案につきまして、なにか質疑等ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、これより採決に入ります。1号事案、2号事案について適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、1号事案、2号事案は可決しました。</p> <p>審議終了いたしましたので、12番 田中 幹三郎 委員の着席を</p>

	<p>認めます。</p> <p>(12番 田中 幹三郎 委員) 着 席</p> <p>次に報第 28 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による届出について、事務局より報告願います。</p> <p>10 ページをご覧ください。報第 28 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。</p> <p>別表のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、委員会に報告するものとする。11 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>以上です。</p>
事務局	
議 長	事務局から補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	<p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....
13 番

.....
14 番
.....